

令和6年度補正 大学教育再生戦略推進費

半導体人材育成拠点形成事業
(半導体人材育成拠点形成のための設備整備事業)

公募要領

令和7年3月

文部科学省

目 次

1. 背景・目的	1	(2) 評価等.....	12
2. プログラムについて	2	(3) 成果の発信・普及	12
(1) 申請対象	2	7. 申請書等の提出.....	12
(2) 選定件数	6	(1) 提出方法	12
(3) 補助期間	6	(2) 留意事項.....	12
(4) プログラムの規模.....	6	8. 補助金の交付等.....	13
3. 申請資格・要件等.....	6	(1) 補助金の交付.....	13
(1) 申請者等	6	(2) 補助金の執行に関する留意事項 ..	13
(2) 申請可能件数	7	(3) 補助金における不正等への対応 ..	14
(3) 申請資格	7	9. その他	15
(4) 申請要件	8	(1) 学生等の安全確保	15
4. 申請書の作成.....	10	(2) 安全保障貿易管理について.....	15
(1) 申請書等	10	(3) 研究インテグリティの確保.....	16
(2) 指標の設定.....	10	(4) プログラム情報の公表等	16
(3) 資金計画	10	10. 問合せ先等	17
(4) その他	11	(1) 問合せ先	17
5. 選定方法等	11	(2) スケジュール.....	17
(1) 審査手順	11	(別添 1：事業一覧)	19
(2) プログラム委員会による意見.....	11	(別添 2：申請制限対象事業)	20
6. プログラムの実施と評価等	12	(別添 3：経費の使途可能範囲)	21
(1) 実施体制	12		

令和 6 年度補正 大学教育再生戦略推進費¹
半導体人材育成拠点形成事業
(半導体人材育成拠点形成のための設備整備事業)
公募要領

1. 背景・目的

GX・DX の進展の中で世界的に半導体の需要が拡大し、経済安全保障面でも戦略的に重要な産業領域となっています。現在、我が国では「半導体・デジタル産業戦略」(経済産業省)等に基づき、製造基盤の整備や先端技術の実装に向けた官民の大規模な投資が進展しています。

かつて世界をリードする半導体製造大国であった我が国は、1990 年代以降はシェアを漸減させ、グローバルな産業構造の変化に伴い、最先端の技術開発や新産業の創成の面からも遅れをとるようになりました。その間の停滞を経て、現在は関連人材の不足が各層で指摘されており、大学や高等専門学校等でも、最先端の動向に通じて実践的な教育ができる教員の不足や、体系的な半導体教育の実施が難しいなどの課題に直面しています。さらに、技術が高度化し、AI、ロボティクスや自動運転などの新たな利用やマーケットも急速に拡大しており、各々の専門分野を持ちながら、設計・製造の一連のプロセスやユースケース等への俯瞰力を備えた高度な人材の育成も求められています。

このような状況を踏まえ、文部科学省では「次世代半導体のアカデミアにおける研究開発等に関する検討会」を開催し、アカデミアにおける半導体分野の強化に向けて、取り組むべき方向性や施策等についてとりまとめました。経済産業省との緊密な連携の下で、車の両輪として、将来を見据えた研究開発、研究基盤整備、人材育成を三位一体としてアカデミアへの支援を強化し、産学連携の下で総合的かつ戦略的に施策を推進することとしています。

特に本事業においては、次世代の高度人材や基盤人材の持続的な育成に向け、各大学等の教育研究の強み・特色や、地域特性などを踏まえつつ、ネットワークを生かした教育プログラムの展開など、中長期的な視野に立った実践的な産学協働の教育体制の構築を目指します。

設計、製造のみならず幅広いユースケースやマーケティングを見据えて社会実装を先導できる力を身に付けるため、拠点校を中心としたオールジャパンのネットワークを通じて主に大学院修士レベルの実践的教育プログラムを構築・展開し、産業

¹ 「大学教育再生戦略推進費」(以下「再推費」という。)とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

やアカデミアの現場を支え、新たな価値創造をリードできる人材の育成を図ります。

その際、「半導体基盤プラットフォーム」や各大学・研究機関等が保有する研究基盤、様々な研究開発事業とも有機的な連携を図るなど、事業効果の最大化にむけた配慮をお願いいたします。また、本事業は、各大学等が有する強みや特色を活かした連携（ネットワーク構築）による人材育成を目指す先導的な事業であり、今後、得られたノウハウが他分野における中長期的な人材育成へも横展開されるなど、アカデミアにおける学部・大学院教育改革や教育研究環境向上に貢献することを期待します。

2. プログラム²について

(1) 申請対象

本事業による設備整備の支援の対象となる取組の詳細は、以下のとおりです。

（なお、「半導体人材育成拠点形成事業」（令和7年度予算額（案）：6億円）の申請書に記載する内容と重複がある場合は、その旨記載すること。）

【拠点について】

○申請に当たって

複数の大学・高等専門学校（以下「大学等」という。）等の連携による取組を基本とするが、申請は、本事業の支援により設備を整備する大学等がそれぞれ行うものとする。

○支援の対象となる取組・役割

以下のいずれかもしくは両方の機能を兼ね備えた拠点を形成し、人材育成を展開するものであること。（これらの取組に必要なとなる設備の整備に対し、支援を実施する。）

- ・ 拠点が置かれた当該地域（各地域の半導体人材育成等コンソーシアムなど複数の都道府県による地域ブロックを想定）の産業やアカデミアの特性を活かしたネットワークを形成し、当該地域において求められる人材育成を展開。
- ・ 地域の枠を超えて半導体分野における強み・特色（例えば特定の分野における卓越した教育研究力や集積回路の試作環境など）を活かしたネットワークを形成し、広域もしくは全国規模での人材育成を展開。

² ここでのプログラムとは個別提案のことをいい、補助事業総体を事業という。

○拠点を構成する大学等（具体的なイメージについては別紙参照）

<拠点校>

人材育成（実践的な教育プログラムの展開等）の中核を担う大学。

なお、2大学による共同拠点校制とすることも可能とする。（その際、申請は1大学から行う。共同拠点校制とする場合はその必要性及び役割分担等を明確にすること）。また、「半導体人材育成拠点形成事業」（令和7年度予算額（案）：6億円）において、拠点校間の連携体制の構築や総合調整等を行うための「運営拠点校」を置くこととしており、各拠点校は運営拠点校が主催する運営会議（仮称）で議論・実施される活動に参画し、本事業全体の方針の決定等に主体的に関与すること。

<連携校>

拠点校とともに人材育成を実施・推進する大学等（各拠点において実施する事業での主体的な役割を果たす場合に限り、一つの大学等が複数の拠点の連携校となることも可能）。

※このほか、海外の大学や大学共同利用機関、国立研究開発法人等も含め所属学生が教育プログラムに参加することや、一部活動での協力が想定される大学等を「参画機関」として加えることも可能とする。（ただし、参画機関は本事業による予算措置の対象外とする。）

※必要に応じ、企業や半導体人材育成等コンソーシアムと連携（例えば、実務家教員の教育プログラムへの参画など）をすることが望ましい。

※拠点校及び連携校については、申請時点で大学等としての意思決定をしていることが必要。連携する産業界等においても、選定後の協力について理解を得ていることが必要。（なお、選定後、教育プログラムを推進する過程で拠点を構成する大学等が拡大していくこと等は妨げない。）

【拠点において実施する事業】

○拠点形成による大学間・産業界等との連携体制の構築

- ・ 中長期的な将来を見据え、対象とする地域や、広域もしくは全国規模において、拠点としての強み・特色を最大限活かし、半導体（設計、材料、半導体製造プロセス、ユースケース、マーケティングなど）に関する教育研究の効果的な展開、人材育成、研究力強化に貢献するものであること（文部科学省のみならず、他府省等を含む他の事業等との連動がある場合はその相乗効果も見込めるものであること）。
- ・ 拠点を構成する各大学等の教育研究等に係るポテンシャルを活かす計画であること。

- ・ 拠点校を中心として、拠点を構成する連携校及び参画機関や産業界等との連携体制、役割分担、事業の実施や自己点検・外部評価も含めたマネジメント体制を構築すること。なお、実効性の高いサステナブルな取組とするため、拠点の運営に当たっては拠点校及び連携校の執行部の参画（例えば、教育プログラムの着実な推進にあたってのリーダーシップの発揮等）を必須とする。

○体系的かつ実践的な半導体教育プログラムの開発・展開

- ・ 拠点を構成する大学等及び産業界等が緊密な連携体制を構築し、拠点校のみならず拠点を構成する連携校及び参画機関等からの学生等も対象とした体系的かつ実践的な教育プログラムを開発・展開するものであること。なお、教育内容は大学院修士レベルの内容を必須とする。（それに付随して、学部や高等専門学校段階から修士レベルの教育につながる取組等を推進することも可能。）
- ・ 半導体について、拠点としての強み・特色を最大限活かし、設計やユースケース等も含めた俯瞰力と社会課題解決や社会実装・産業化に貢献できるような実践力や応用力（PBLの実施や学生の共同研究への参加等）を身に付けることができる体系的な産学協働の教育プログラムが具体的に構想・計画されていること。
- ・ 特に、以下の事項について具体的に構想・計画され、関連性が明確で実現可能なものであること。
 - A) 教育プログラムを通じ養成する人材像
 - B) 身に付けることができる知識・技術・技能・能力などの学修目標
 - C) 履修（受講）対象・要件
 - D) 教育プログラムの内容（授業科目等）、教育方法、指導体制、学修時間（教育プログラムの年間スケジュール）
 - E) 修了要件
 - F) 他大学等への展開も含めた当該教育プログラムの学生確保の見通し、学生確保に当たっての工夫等（上記を踏まえ適切な履修（受講）者数の設定を行うこと）
- ・ 複数分野・専攻等の学生の履修を念頭においた工夫がなされたものであること。
- ・ 令和7年度に、「半導体人材育成拠点形成事業」（令和7年度予算額（案）：6億円）の取組において運営拠点校を中心に策定されるコアコンピテンシー等の内容を踏まえ、必要に応じて教育プログラムの見直しを図ること。
- ・ 本事業による支援期間終了後も、発展的かつ継続的な活動を行う計画とな

っており、そのための具体的な工夫が計画されているものであること。

【「半導体基盤プラットフォーム」等の有用な研究基盤との連携について】

先述の「次世代半導体のアカデミアにおける研究開発等に関する検討会」の報告書において、「特に半導体教育に強みを持つ大学が連携した教育の展開を図る上では、研究施設・設備の活用も必要」、「半導体基盤プラットフォーム（仮称）と有機的な連携を実現することにより、我が国のアカデミア全体で半導体産業を支える人材を養成する必要がある」と指摘されている。

文部科学省では、検討会での議論等を踏まえ、全国の大学・研究機関が半導体分野における研究基盤を相互に補完・ネットワーク化し、広く外部に共用して研究・人材育成を行う「半導体基盤プラットフォーム」を構築することにより、半導体分野の研究開発と人材育成の底上げとすそ野拡大を目指すこととしている。本事業では、今後、「半導体基盤プラットフォーム」や各大学・研究機関等が保有する研究基盤を活用して、本事業による体系的かつ実践的な教育プログラムをさらに充実・高度化させていくことも可能となるよう、連携して事業を運営していく予定である。

【教育用設備の整備について】

- ・ 教育プログラムにおいて必要となる設備の活用計画（拠点校及び連携校も含め、教育プログラムの実施に当たって、本事業により整備する設備や既存の設備の活用も含めた全体像）が明確なものであること。
- ・ 本事業により整備する教育用設備については、教育プログラム内での必要性や教育効果についても明確なものであること。
- ・ 本事業により整備する教育用設備が最大限活用できるよう、また整備後も適切に維持・管理するための学内の体制等が適切に整備されていること。

（支援の対象となる設備のイメージや留意点）

- ・ 設計や材料、半導体製造工程の一連のプロセス、ユースケース等に係る体験学習や実習等に活用するような比較的汎用的な設備。
- ・ 本事業により整備された設備は、自大学のみならず拠点に参画する他大学等の学生にも開放していただくことに留意。
- ・ 本事業の選定された拠点は、「半導体人材育成拠点形成事業」（令和7年度予算額（案）：6億円）における運営拠点校や拠点校と緊密に連携・協力していただくことに留意。

(2) 選定件数

10 件（校）程度。ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(3) 補助期間

最大 1 年間。なお、本公募は令和 7 年度内に完了する取組を対象とし、公募は今回限りとなります。

(4) プログラムの規模

補助上限額： 100,000 千円

（申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。）

- ① プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ プログラムの総事業費が補助上限額を超える場合、補助上限額との差額は自己負担となります。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

国公立大学及び高等専門学校³を対象とします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長、高等専門学校においては校長（以下「学長等」という。）とし、事業への申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。

③ 申請単位

申請は、大学等を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程、専攻科、別科等）で申請することはできません。

³ 学校教育法第 2 条第 2 項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

④ 事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学等に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

一つの拠点につき、設備整備を希望する大学等がそれぞれ申請するものとします。(例えば、2つの拠点で連携校として参画している大学等は、各拠点で必要な設備をそれぞれ申請することができます。)

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学等は、事業に申請できません。

(組織運営関係)

- i) 学生募集停止中の大学等
- ii) 学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学等
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和 7 年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学等

区分	学士課程 (全学部)	短期大学 (全学科)	高等専門学校 (全学科)
収容定員 充足率	70%	70%	70%

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学等
- v) 再推費における事業のうち令和 6 年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学等(対象事業は別添 2 のとおり。)
- vi) 再推費における事業のうち令和 6 年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学等(対象事業は別添 2 のとおり。)

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項(法令違反)」が付されている大学等

- viii) 大学、短期大学及び高等専門学校[※]の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 2 条第 1 号若しくは第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学等
- ix) 全学の収容定員充足率（設置する学部[※]の在籍者数の和／設置する学部[※]の収容定員の和（短期大学、高等専門学校の場合は学科））が、下記の表 1 に掲げる令和 7 年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学等（表 1 における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部[※]の平均入学定員）」と読み替える）
- x) 設置する学部（短期大学、高等専門学校の場合は学科）のうち、下記の表 1 に掲げる令和 7 年度の収容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学等

（表 1）

区分	大学					短期 大学	高等 専門 学校
大学規模 (収容定員)	－	4,000 人以上			4,000 人 未満		
学部規模 (入学定員)	－	300 人 以上	100 人 以上 300 人 未満	100 人 未満			
令和 7 年度 収容定員 充足率	0.5 を 上回る	1.05 倍 未満	1.10 倍 未満	1.15 倍 未満※	1.15 倍 未満	1.15 倍 未満	1.15 倍 未満

※大学規模（収容定員）が 8,000 人以上の場合は「1.15 倍未満」を「1.10 倍未満」と読み替える。

（４）申請要件

事業への申請を希望する大学等は、以下に掲げる内容を、全学（※）において、令和 8 年 3 月までに確実に達成することが申請の要件となります。

※ i については専攻科、別科、研究所、センター等を、ii～vi については大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。

なお、申請の要件は申請時においても達成状況を確認するほか、上記の時期に達成していないことが確認された場合は、以降の補助金を打ち切るとともに大学等名を公表します。

(教育改革関係)

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) CAP 制⁴の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP 制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること）。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全基幹教員（※）の4分の3以上が参加していること）。

※従前の専任教員制度を適用する大学等においては専任教員をいう。

- v) 成績評価において、GPA 制度⁵などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する「第4試験期日等」や募集人員の適切な設定（学校推薦型選抜における募集人員の割合の設定、2以上の募集区分により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの募集区分ごとにその評価・判定の方法や区分を設ける理由を示した上で募集人員等の記述等）を遵守していること。ただし、高等専門学校を除く。

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学等において、「指摘事項（是正）」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

(その他)

- viii) 申請時点で他の再推費事業に既に採択されている大学等において、申請要件を確実に達成していること。

⁴ 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

⁵ Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント（GP）で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

【申請要件の追加について(予告)】

令和8年度以降の全国学生調査(本格実施)においては、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～」(令和7年2月)を踏まえ、再推費に係る申請・採択等において、本調査への参加や結果公表を加点要素ないし要件とすることを検討しています。(ただし、大学院の課程のみを置く大学や高等専門学校を除く。)

申請資格が採択以降に未充足となった場合又は申請要件が令和8年4月以降に未充足となった場合は、以降の補助金を減額又は打ち切ることがあり、同時に大学名を公表することがあります。

4. 申請書の作成

(1) 申請書等

『「半導体人材育成拠点形成事業」及び「半導体人材育成拠点形成のための設備整備事業」公募に係る申請書の作成に当たって』に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

(2) 指標の設定

事業計画の策定に当たっては、拠点としての現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下の指標については必須とします。

その他、例えば研究力強化の観点から博士課程への進学者数など、教育効果を測定するための適切な指標を設定することが望まれます。

(拠点として必須とする指標)

- ・ アウトプット指標：プログラム修了者数、プログラム受講者数
- ・ アウトカム指標：プログラム修了者及び受講者のうち、主に半導体を開発、製造、利活用する半導体関連企業への就職者数

(3) 資金計画

- ① 再掲となりますが、プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過

大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。

- ② 選定されたプログラムが、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

(4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、プログラムにおける取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、プログラムによる取組のみならず、独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した教育改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

プログラムの選定のための審査は、文部科学省に設置する「半導体人材育成拠点形成事業委員会」(以下「プログラム委員会」という。)において行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と、「面接審査」の二段階で行う場合があります。プログラム委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となったプログラムを文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定プログラムを決定します。具体的な審査方法等については、『「半導体人材育成拠点形成事業」及び「半導体人材育成拠点形成のための設備整備事業」審査要項』を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は、6～7月頃に行う予定です。面接対象となった大学等には、プログラム委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は7～8月頃に行う予定です。

(2) プログラム委員会による意見

プログラムの選定に当たっては、プログラム委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すこ

とがあります。

6. プログラムの実施と評価等

(1) 実施体制

- ① プログラムは、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

(2) 評価等

プログラムについては、必要に応じてプログラム委員会により、活動実績等に関する確認等を実施することがあります。

(3) 成果の発信・普及

プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表するとともに、大学等のウェブサイトにおいて公表してください。プログラムの中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

7. 申請書等の提出

(1) 提出方法

『「半導体人材育成拠点形成事業」及び「半導体人材育成拠点形成のための設備整備事業」公募に係る申請書の作成に当たって』に定められた提出方法に従ってください。

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学等につい

て、一定期間、再推費の事業への参画を制限します。

- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学等において控えを保管してください。
- ④ 選定されたプログラムについては、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ プログラムの計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ウェブサイト (https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を参照してください。
- ⑥ 申請に関する問い合わせ等については、Q&A 等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

8. 補助金の交付等

（１）補助金の交付

- ① 選定されたプログラムにおいて、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、研究拠点形成費等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添 3 に示すものとします。
- ② 「研究拠点形成費等補助金交付要綱」（令和 5 年 3 月 28 日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、プログラムの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、プログラム実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

（２）補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学等の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に

基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学等の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ プログラムが選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認するようにしてください。

④ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成26年4月1日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じます。

① 大学等に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学等に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学等名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表します。

④ 新たに公募する事業の選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費事業のプログラムを選定する際に参考として活用します。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

プログラム選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮し、当該学生等から定期的な状況報告を受けるなど、随時状況確認ができるような体制を確保してください。学生が海外に渡航・滞在する場合は、文部科学省「[大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン](#)」を確認し、学生への意識啓発及び危機管理体制の整備を行ってください。

特に、在留届（旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する場合は提出が義務付けられているもの）の提出及び外務省海外旅行登録「たびレジ」（海外での滞在期間が3か月未満の場合はこちらのみ）への登録により、緊急情報の提供を受けることができるので、派遣学生に対して、必ずこれらの登録の必要性及び手続き等を十分に周知してください。

また、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時から外務省海外安全ウェブサイト等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。派遣期間中に派遣・訪問予定先国（地域）もしくは近隣地域の危険度が引き上げられた場合は、至急、学生等の危険地域からの移動や派遣の中止等、必要な措置をとってください。

(2) 安全保障貿易管理について

近年、安全保障に関連する機微技術の流出の懸念が増大する中、大学が国際的な人的交流や外国との共同研究等の国際化を一層進展するためには、法律で遵守が義務づけられている「輸出者等遵守基準」を遵守し、機微技術を一層適切に管理していくことが必要です。

安全保障貿易管理は、大学等のコンプライアンス（法令遵守）の一部であり、法令に違反すればその大学も罰せられる可能性があることに留意しなければなりません。また、国際的な人的交流や共同研究等を行う際には、輸出管理の体制を整えていない場合、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。

特に、本事業への申請に当たり、留学生や外国人研究者等の参画、外国出張、国際学会への出席等が見込まれる場合には、学内の安全保障貿易管理体制が整備されていることを改めてご確認いただくようお願いします。

また、入国後6か月経過又は国内の事務所に勤務する研究者や留学生は外国

為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）における居住者となりますが、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてご留意願います。

（３）研究インテグリティの確保

大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和３年４月２７日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、各機関の規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて、申請時に各機関に照会を行うことがありますのでご承知おきください。

（参考）「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について（依頼）」（令和３年４月２７日付け３文科科第 70 号）

https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_kagoku-000019002_3.pdf

（４）プログラム情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学等については、プログラムの概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際し、選定された大学等に対して協力を求める場合があります。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学等のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学等や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内における半導体分野の人材育成を先導する大学等として情報発信に積極的に取り組んでいただくこととします。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局専門教育課科学・技術教育係

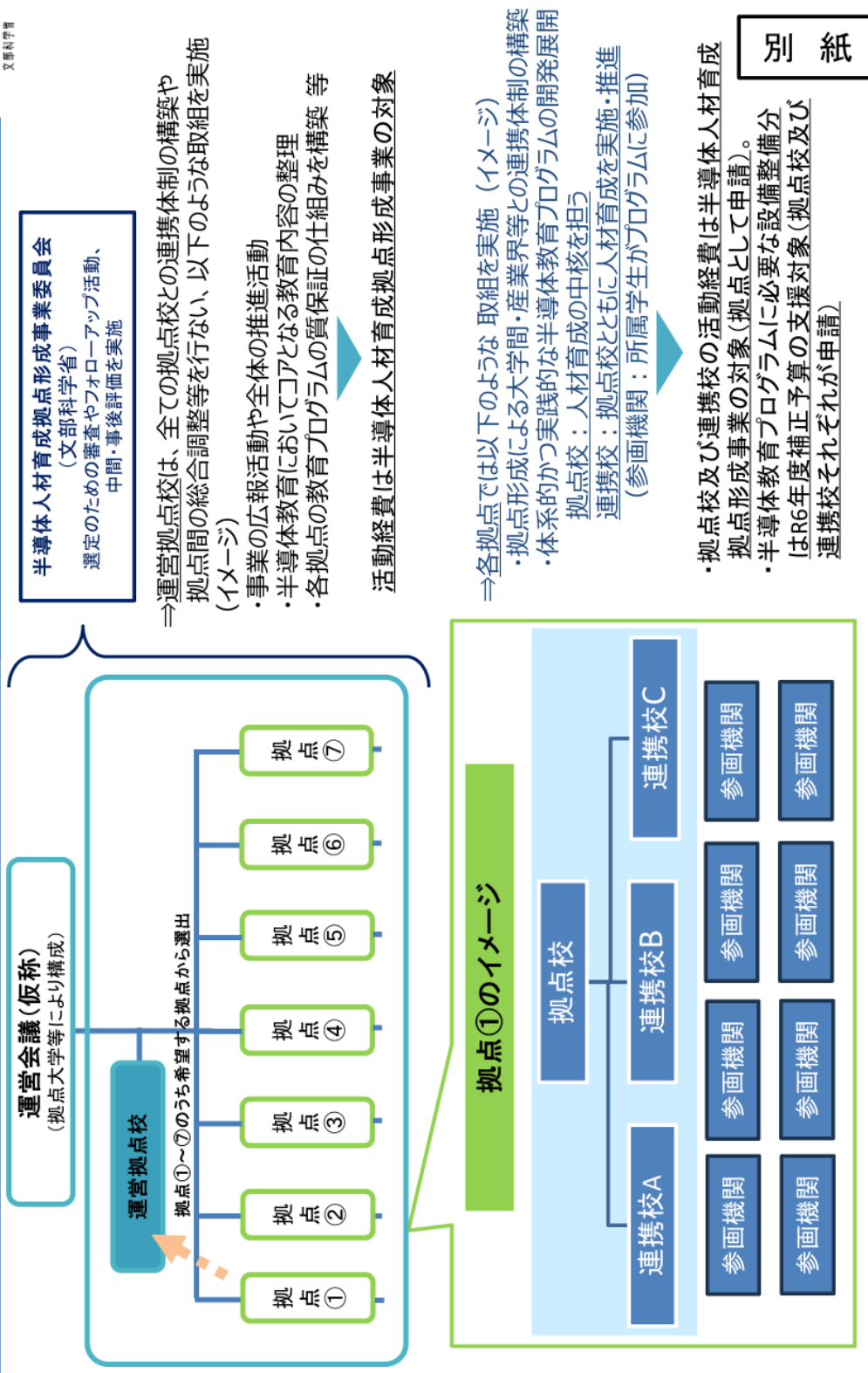
電話番号：03-5253-4111（内線 2485）

※問い合わせについては、ウェブサイト上の質問フォームからお願いします。

(2) スケジュール

公募説明動画掲載	令和7年3月中
公募締切	令和7年5月16日（金）
面接審査	令和7年6～7月頃
選定結果通知	令和7年7～8月頃
交付内定	令和7年8月頃（予定）
（事業開始）	

拠点（運営拠点校・拠点校・連携校等の役割）のイメージ



別 紙

- ・拠点校及び連携校の活動経費は半導体人材育成
拠点形成事業の対象(拠点として申請)。
- ・半導体教育プログラムに必要な設備整備分
はR6年度補正予算の支援対象(拠点校及び
連携校それぞれが申請)

(別添 1 : 事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
－大学教育再生戦略推進費－

令和 7 年度予算額 (案) 122 億円

■次代を牽引する高度専門人材育成拠点の形成	
○ 未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業	19 億円
○ 半導体人材育成拠点形成事業	6 億円
■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等	
○ 卓越大学院プログラム	15 億円
○ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業	4 億円
○ 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～	8 億円
○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	4 億円
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
○ 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	15 億円
○ 大学の世界展開力強化事業	15 億円
－ アジア高等教育共同体 (仮称) 形成促進	(3 億円)
－ インド太平洋地域等との大学間交流形成支援	(2 億円)
－ 米国等との大学間交流形成支援	(5 億円)
－ EU 諸国等との大学間交流形成支援	(1 億円)
－ グローバル・サウスの国々との大学間交流形成支援	(3 億円)
■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進	
○ 高度医療人材養成拠点形成事業 (高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援)	21 億円
○ 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン	9 億円
○ ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業	5 億円

※補助金事業のみを記載。

(別添 2 : 申請制限対象事業)

- 令和 6 年度に実施した事後評価の結果により、令和 7 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 26 年度	スーパーグローバル大学創成支援事業
平成 30 年度	卓越大学院プログラム
令和元年度	大学の世界展開力強化事業 (日-EU 戦略的高等教育連携支援)

- 令和 6 年度に実施した中間評価の結果により、令和 7 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和 4 年度	大学の世界展開力事業 (インド太平洋地域等との大学間交流形成支援)

(別添 3 : 経費の使途可能範囲)

プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等に従って適切に管理してください。

【物品費】

① 「設備備品費」

体系的かつ実践的な半導体教育プログラムの開発・展開に当たって直接必要な設備備品の購入、据付等の経費に使用できます。例えば、学内外の学生の使用を念頭に、設計、材料、半導体製造工程の一連のプロセス、ユースケース等に係る実習等に活用するような比較的汎用的な設備の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。

また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。さらに、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の 70 パーセント以上としてください。

② 「消耗品費」

体系的かつ実践的な半導体教育プログラムの開発・展開に当たって真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

【謝金】

体系的かつ実践的な半導体教育プログラムの開発・展開に当たって真に必要な教育用設備の整備・維持・管理等に関する指導・助言等に対する謝礼に要する経費に使用できます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

体系的かつ実践的な半導体教育プログラムの開発・展開に当たって真に必要な教

育用設備の導入に関する国内旅費に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

体系的かつ実践的な半導体教育プログラムの開発・展開に附随する外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の導入に係る業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限りません。

②「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、体系的かつ実践的な半導体教育プログラムの開発・展開に当たって直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、他の大学等の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、プログラムの遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、プログラムの根幹をなす業務については使用できません。委託費について、プログラムを遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。